

平成31年度に予定されている 福祉・関連分野の制度の主な動き

今年度中に予定されている福祉や関連分野の制度の主な動きを紹介します

●改正生活困窮者自立支援法(4月1日施行)

「子どもの学習支援事業」を「子どもの学習・生活支援事業」として強化。学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労(進路選択等)に関する支援を総合的に実施する。「一時生活支援事業」も拡充し、シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している人に対する訪問等による見守り・生活支援を創設する。

●改正出入国管理及び難民認定法(4月1日施行)

深刻な人手不足の解消につなげることを目的に、新たな在留資格「特定技能」を創設し、「介護」を含む14分野で外国人労働者の受け入れ拡大を図る。介護分野では5年間で6万人の受入れを見込む。

●改正学校教育法・著作権法等(4月1日施行)

小中学校・高等学校の教育課程の一部で「デジタル教科書」の使用(併用)が可能に。視覚障害、発達障害等の事由により紙の教科書で学習することが困難な児童生徒は、全教育課程でデジタル教科書を使用できる。著作権法では、デジタル教科書に掲載する著作物の権利者の承諾を得ずに必要な利用を認めること等を規定。

●所有者不明土地利用円滑化特別措置法(6月1日施行)

人口減少・高齢化に伴う土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化などを背景に、増加する所有者不明土地の公共目的での利用を最長10年間認める仕組みを導入。地域住民の共同の福祉・利便の向上に役立つ「地域福利増進事業」を創設し、学校、公園などのほか社会福祉事業の用に供する施設も対象となる。

●改正消費者契約法(6月15日施行)

社会生活上の経験不足や、加齢等による判断力の低下を利用した勧誘等を、取り消しうる不当な勧誘行為として追加したほか、無効となる不当な契約条項に消費者の後見等を理由とする解除条項等を追加。事業者の努力義務の明示等(消費者への情報提供義務等)も規定。

●改正健康増進法(7月1日施行)

望まない受動喫煙への対策強化を規定。2020年4月からの本格施行を前に「学校・病院・児童福祉施設等」「行政機関」が敷地内禁煙となる。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。

●改正民法(相続法)(7月1日施行)

遺産分割、遺留分、相続の効力を見直すほか、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、相続人以外の被相続人の親族が被相続人の看護や介護に携わった場合に、一定の要件のもとで相続人に対して金銭請求をすることができる制度「特別の寄与」を創設。

●改正児童扶養手当法(9月1日施行)

ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点(附帯決議(衆議院平成28年4月20・28日)から抜粋)から、児童扶養手当の支払回数を現行の年3回(4・8・12月)から年6回(1・3・5・7・9・11月)に見直す。

●改正子ども・子育て支援法(10月1日施行)

幼児教育・保育無償化スタート。3～5歳児は原則全世帯、0～2歳児は住民税非課税の低所得世帯を対象に、認可保育所や認定こども園、幼稚園の利用料を無料にする。認可外保育施設などは上限額を設けて費用を補助。就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

※2019年3月末時点、予定の内容を含む

阿部志郎さんが第28回石井十次賞を受賞

明治の時代に児童養護施設を創設し「児童福祉の父」と称される石井十次氏(1865～1914)にちなんで「石井十次賞」(公財)石井十次顕彰会主催)。第28回は(福)横須賀基督教社会館会長で県立保健福祉大学名誉学長の阿部志郎さんが受賞され、4月10日に石井氏の出身地、宮崎県高鍋町にて授賞式が行われました。

阿部さんは「肢体不自由児こそ情緒的・機能的に特別な訓練が必

要だ」として、肢体不自由児保育に横須賀市で早くから取り組むと共に、公立施設設立にも奔走し開所を実現させたほか、昭和34年には同市で初めて乳児保育を開始。同38年には学童保育にも取り組みました。

長年のセツルメント活動を通じて児童の健全育成や障害児支援に貢献され、多機能な福祉複合施設を設置。児童、高齢者、障害者との交流など、(公財)石井十次顕彰

会はこうした児童の健全育成に長期にわたり先導的に携わってきた実績を高く評価し、今回の受賞となりました。

このたびの受賞に、阿部さんは「ソーシャルワーカーにとって石井十次は理想像。妻の祖父が十次のもとで奉仕活動していたという不思議な縁もある。こんな名誉ある賞を頂き恐縮しているが、十次の精神を次世代に伝えていくべく尽力したい」と喜びを語られました。

(企画調整・情報提供担当)

福祉のうごき

平成31年2月26日～平成31年3月25日

Movement of welfare

●学校から児相への情報提供、新ルール導入

千葉県野田市で起きた小学4年生女子の虐待死事件を受け、厚生労働省と文部科学省は28日、虐待が疑われる子どもが1週間以上学校を欠席した場合、学校が児童相談所に迅速に情報提供する新たなルールを決定。児童相談所を所轄する自治体や教育委員会に同日付で通知。

●県と3市が共同で生活困窮者に住居提供

県と藤沢、平塚、鎌倉の3市は、住居のない生活困窮者を対象に一定期間、住居や食事を無償で提供する「一時生活支援事業」を2019年度から共同で始める。生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の一つで、県内一般市では初の取り組み。

●鎌倉市が保護観察対象者の少年らを雇用へ

鎌倉市は、20歳未満の保護観察対象者を臨時的任用職員として最長6カ月雇用する。少年院を仮退院したり、家庭裁判所で保護観察処分になったりした少年少女の社会復帰を支えるのが狙い。市と鎌倉地区保護司会が5日、協定を結んだ。

●最高裁が成年後見人選任「親族望ましい」

最高裁判所は18日、後見人には「身近な親族を選任することが望ましい」と選任対象の考え方を初めて示した。親族らの不正防止の観点から専門職の選任を増やしてきたが、今後、各家庭裁判所で運用方法を検討し、見直しが進むと見られる。

●10代前半の死因1位が自殺

厚生労働省がまとめた2017年の人口動態統計で、戦後初めて日本人の10～14歳の死因1位が自殺に。国内の自殺者数が大きく減る中、若者に焦点を絞った予防対策が喫緊の課題となっている。

神奈川県再犯防止推進計画

(2019年度～5カ年計画) 策定される

さまざまな生きづらさを抱える罪を犯した人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘される中、国はいわゆる再犯防止推進法を平成28年に定めましたが、本県でも「県再犯防止推進会議」(以下、会議)を設置し、県再犯防止推進計画を策定しました。

3回にわたる会議では、罪を犯した人を地域で支援する保護司、地域生活定着支援センター、国の司法関連団体・機関、民間団体、福祉関係者等の幅広い参加を得て、それぞれの現場での実践に基づく活発な議論が交わされました。計画の内容は就労、住居、保健医療、福祉サービス等と多岐にわた

り従来以上に緊密な連携を打ち出し、「誰一人取り残さない」社会の実現を基本方針の一つに位置付けています。従前から県内ではさまざまな関係者が活動し、成果を上げていくところですが、改めて本計画として体系立てて整理すると、関係者の一層の連携と協力が期待されていることが分かります。

会議において、県保護司会連合

会会長の石渡勝朗さんからは「県の計画を踏まえ、各市町村の取り組みが進んでいくことが問われているのではないか。この県行政の策定の動きを受けて、すでに市レベルで再犯防止計画の策定の動きもある」と、市町村での更なる展開を期待する声がありました。市町村での司法福祉関係者との連携は、まだこれからとも言えます。総合的な支援を行うため関係者の一層の連携が期待されます。

県ホームページ(福祉部地域福祉課)
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1321/>

(企画調整・情報提供担当)

やさしさの おくりもの

皆さまからの「おくりもの」によって、かけがえない活動が支えられ、たくさん子どもたちの笑顔につながっています。

(地域福祉推進担当)

♥ともじび基金をつかった活動支援♥ (N)フーズマイルぐりぐら



みんなで夢中になってお菓子をつくる食体験スクールの様子

ともじび基金の果実で活動を支えている(N)フーズマイルぐりぐらは、横浜市内の小学生を対象に、「食育」と「学童保育」の機能をもつ「食体験スクール」を運営しています。代表の菊地成行さんがご自身の子ども、アレルギー問題に直面した経験や、食体験スクールを運営していく中で、「悩みを誰にも相談できず、抱え込んでしまっ方たちの力になりたい」と考え、「食育」に関する冊子を作成しました。

この冊子は、子どもとコミュニケーションを図りながら、楽しく学べるプログラムとなっています。保育士からは、「食物アレルギーや発達障がいのある子どもたちの問題に気付いたり、悩みを解決する糸口が見つかった。違いも個性として受け止められ、向き合い方を学ぶことができました」といった声も寄せられています。

菊地さんは今後について、「食のことで悩んでいる親や子どもたちが、気軽に相談できる場をつくり、関係機関と顔と顔が見える関係づくりを大切に活動していきたい」と、とても力強く抱負を語ってくださいました。